

1 授業料に関する支援制度

制度名	授業料減免制度
内容	本校が授業料の全部または一部を免除する制度です。
要件	中学校に在学する生徒で、次の事項に該当する方に授業料の減免を行います。 - 家計急変世帯 入学後に保護者等が失職、倒産、自然災害（新型コロナウイルス感染症の影響を含む）、離婚等の事由により家計が急変し、急変後の保護者等全員の所得を年額に換算した場合の判定額^{※1}が140万円未満（ひとり親控除の適用がある場合は143万円未満）で、資産保有額の合計が700万円未満 - 生活保護世帯 - 道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯 - 年収が一定額未満の世帯 保護者等全員の当該年度の判定額^{※1}が140万円未満（ひとり親控除の適用がある場合は143万円未満）で、資産保有額の合計が700万円未満の世帯（①または③に該当する場合を除く） ※1 所得要件の当該年度の判定額は次のとおり算出します。（保護者等全員の合計額） 所得金額合計^{※2}－雑損失の繰越控除－所得控除額合計 ご自身の「所得金額合計」と「雑損失の繰越控除」、「所得控除額合計」は、課税証明書等で確認することができますが、マイナポータルでも確認することができます。（ただし、マイナンバーカードが必要です。） ※2 給与所得、営業所得、農業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、雑所得、譲渡一時所得、分離課税の対象となる所得（山林所得、退職所得及び源泉分離課税の対象となる所得を含む）の合計
減免額	上記 ①～③ 授業料の全額 上記 ④ 授業料のうち年額10万円を上限（ただし、令和7年度については授業料の全額） ※ いずれにおいても生徒会費、PTA会費等は減免の対象外です。
案内時期	2学期以降（10月頃予定）、全世帯にご案内します。



マイナポータル HP

2 授業料以外の教育費に関する支援制度

制度名	就学援助制度（高知市）		
内容	教科書代や学用品代など、授業料以外の教育費の一部を援助する制度です。		
要件	高知市に在住し、 ① 生活保護を受けている方（※修学旅行費のみ） ② 生活保護を受けている方に準ずる程度に、経済的に困窮していると教育委員会が認める方 <u>上記①または②のいずれかに該当し、かつ、①の授業料減免制度で授業料の全額を免除されている方</u> ※他市町村の就学援助を受けている方は対象となりません。		
援助額	（高知市）令和7年度（※令和8年度は変更となることがあります。）		
	項目		給付額
	学用品費	学用品・通学用品の購入費、宿泊を伴わない校外活動における交通費・見学科	27,240 円
	新入学学用品費	中学校等入学時の学用品・通学用品の購入費〔4月認定者に限る〕 ※すでに新入学（準備）に関する就学援助費、または生活保護費として同様の支援を受けた者は対象外	60,730 円
	宿泊を伴う校外活動費	宿泊を伴う校外活動における交通費・見学科 ※キャンセル代は原則対象外。特例として台風等による旅行自体の中止・延期や感染症またはその疑いがある場合の出席停止または忌引については支給対象	実費を支給 （上限 6,210 円）
	修学旅行費	交通費・宿泊費・見学科及び保護者が均一で負担する額 ※参加した旅行行程が対象（学校団体料金を適用【金券等除く】。こづかい、キャンセル代は原則対象外。キャンセル代については、特例として台風等による旅行自体の中止・延期や感染症またはその疑いがある場合の出席停止または忌引については、支給対象）	実費を支給
案内時期	高知市在住で当該制度に該当するご家庭については、12月頃（予定）全世帯にご案内します。 なお、高知市外で該当する制度がある市町村（いの町、須崎市）に在住であり、かつ該当するご家庭については随時ご案内します。		



修学支援制度に関するお問い合わせ

修学支援制度、入学金・授業料等の納入に関すること等について、ご不明な点等ございましたら、下記のいずれかの方法でお問い合わせください。

1 学校事務室ヘルプデスク（Microsoft Forms） <https://forms.office.com/r/J6qpMFcZh4>

2 高知中学高等学校 学校事務室（平日9:00～17:00）

☎ 088-840-1111

